

## 9 青少年雇用情報の提供

新規学校卒業段階でのミスマッチによる早期離職を解消し、若者の適職選択及び企業の円滑な人材採用に資することを目的として、平均勤続年数などの就労実態等の職場情報（青少年雇用情報）を応募者に対して提供していただく制度です。

### ◆ 情報提供の方法について

ハローワークにご提出いただいた求人票に記載された「青少年雇用情報」を中心に、自社ホームページ、会社説明会などで学生に対して積極的な情報提供をお願いします。

### ◆ 応募者からの情報提供の求めに対する対応

応募者からメールや書面により個別に情報提供の求めがあった場合、メールや書面により応募者に情報提供していただきますようお願いいたします。

※ 自社ホームページ等に情報を掲載している場合は、その掲載箇所を示すことで対応していただくことが可能です。

※ 説明会や面接等、応募者本人であることが確認できる場合は、応募者は口頭により情報提供の求めを行うことができますが、その際は情報提供も口頭により行うことができます。

<注意点>

**情報提供の求めを行ったことを理由として、当該応募者に対して不利益な取り扱いをしてはなりません。**

## 10 ユースエール認定企業制度

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定し、これらの企業の情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図る制度です。「新卒者の定着率」「正社員の所定外労働時間実績」「正社員の有給休暇・育児休業取得実績」などについて一定の数値基準が設けられており、基準を満たす中小企業だけが認定されます。



<認定マーク>

★メリットや手続き方法等の詳細については、石川労働局ホームページ（右記二次元コード）をご覧ください。



## 11 求人不受理について

ハローワークは、一定の労働関係法令違反のあった事業所を紹介することのないよう、こうした事業所の求人を一定期間受け付けないこととしています。

令和6年度(令和7年3月)

## 新規大卒者等の採用ガイド

このたびは、令和6年度（令和7年3月）大学等卒業・修了予定者を対象とした求人のお申込をいただきありがとうございました。

本採用ガイドは、学生の就職、企業の人材確保が適正かつ円滑に実施されますよう、採用活動を行うにあたって、ご留意いただきたい点についてまとめたものです。

令和6年度大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動のスケジュールについては、政府による「2024（令和6）年度卒業・修了予定者等の就職採用活動に関する要請事項」、大学側の「令和6年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について（申合せ）」の内容を踏まえた採用活動を行うようお願いいたします。

### 「求人者マイページ」のご案内

「求人者マイページ」を開設すると、求人申込み（新規・過去に申し込んだ求人の転用）や求人内容の変更、求人への応募状況の確認、ハローワークへの選考結果連絡などの手続きを**オンラインで行うことが可能**になります。

まだマイページ開設を行っていない場合は、ぜひ活用を御検討ください。開設手順、利用方法などの詳細は、「ハローワークインターネットサービス」（右記二次元コード）においてご確認くださいませ。



## 石川県内 ハローワーク 一覧

金沢市の事業所は

**金沢新卒応援ハローワーク  
（ヤングハローワーク金沢）**

TEL 076-261-9453

かほく市・津幡町・内灘町の事業所は

**ハローワーク津幡**

TEL 076-289-2530

白山市・野々市市の事業所は

**ハローワーク白山**

TEL 076-275-4131

小松市・能美市・川北町の事業所は

**ハローワーク小松**

TEL 0761-24-8607

加賀市の事業所は

**ハローワーク加賀**

TEL 0761-72-8609

七尾市・中能登町の事業所は

**ハローワーク七尾**

TEL 0767-52-3255

羽咋市・志賀町・宝達志水町の事業所は

**ハローワーク羽咋**

TEL 0767-22-1241

輪島市・穴水町の事業所は

**ハローワーク輪島**

TEL 0768-22-0325

珠洲市・能登町の事業所は

**ハローワーク能登**

TEL 0768-62-1242

石川労働局ホームページはこちら



# 1 採用活動スケジュール

政府による「要請事項」、大学等の「申合せ」等により決められています。  
令和6年度の採用活動スケジュールは、以下のとおりとなっています。

	大学側「申合せ」	政府「要請事項」	ハローワークの取扱い
インターンシップ (広報活動・選考活動とは別なもの)	「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」を踏まえ適切に対応	「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」を踏まえ適切に対応	—
広報活動 (採用を目的とした学生に対する企業情報等の発信) 例:企業説明会	3月1日より前は 会場提供や協力を行わない (学生が自主的に参加又は不参加を決定できるイベントは、その後の選考に影響しないことを明示)	3月1日以降 (実施に当たっては、その後の採用選考活動に影響を与えるものでないことを十分に周知)	—
求人受理	—	—	2月1日以降
求人の学生への公開	—	—	4月1日以降
職業紹介、選考活動、就職面接会	—	6月1日以降	6月1日以降
学校推薦	6月1日以降	—	—
採用内定	10月1日以降	10月1日以降	(10月1日以降)

なお、お申込みいただく大卒等求人が既卒者の応募が可能で、かつ、通年採用(入職時期を限定しない)が可能である場合は、早期に就職を希望する既卒者に対して情報を提供し、職業紹介を行うこととしております。(翌年4月採用を希望する方へは4月1日以降の公開となります。)

# 2 求人情報の提供

受付しました求人は、ハローワークの来所者端末やインターネット(ハローワークインターネットサービス)を通じて、全国の学生に対して情報提供しています。

また、石川労働局ホームページにおいて受理月ごとに求人一覧を作成し、公開します。**求人票の内容に変更が生じた場合は、速やかに求人申込みを行ったハローワークへお申し出ください。**



# 3 応募書類

応募者の人権に配慮した採用選考を実施していただくため、エントリーシート等に応募者の適性や能力と直接関係のない事項(本籍地や家族構成、家族の職業等)の欄を設けないようにしてください。

応募書類は、新規大学等卒業予定者用標準的事項の参考例(大卒モデル応募社用紙)又は厚生労働省履歴書様式例をお使いください。

※応募書類の参考様式は、石川労働局ホームページ「若者・新卒者・既卒者の採用をお考えの事業主の皆様へ」(右記二次元コード)に掲載しておりますので、ご確認ください。

なお、不採用の場合、応募書類は重要な個人情報ですので、原則として応募者に返却してください。



# 4 採用選考と採否結果

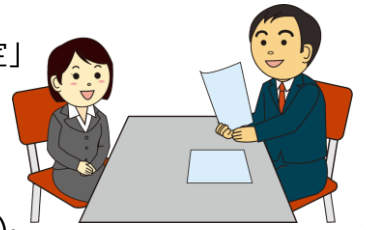
応募書類が届きましたら、なるべく早く、面接等の選考を行ってください。

本人がハローワークの紹介状を提出した場合には、紹介状の裏面が「選考結果通知」になっているので、選考が終わり次第、必要事項をご記入の上、速やかにハローワークにご返信ください。

ハローワークでは、定期的に充足状況等を確認することとしておりますが、学生が応募可能な求人のみを提供するために、**求人募集を終了する場合は、速やかにハローワークまでご連絡ください。**

# 5 公正な採用選考について

面接試験等における質問は、「職務遂行のための応募者の適性・能力の判定」に必要な項目に限ってください。「本人に責任のない事項」(本籍や家族の職業など)や「本来自由であるべき事項」(愛読書や尊敬する人物など)は、就職差別につながるおそれがありますので質問しないでください。  
※「公正な採用選考ハンドブック」(各ハローワークで配布)をご活用ください。



# 6 採用内定の取消・入職時期の繰下げ等の防止

求人申込書を提出した後で、求人募集の中止や募集人員の削減、入職時期の繰下げ等がないようにしてください。特に、採用内定の取消をすることは絶対に避けてください。取消を受けた学生のその後の人生を変えてしまうことにもなりかねませんので、このような事態が起きぬよう慎重に採用計画を立ててください。

※採用内定取消を行った場合、企業名が公表される場合があります。

# 7 職場定着の促進について

新規採用した大卒者等が職場に定着し、就職先で安定的にキャリアを形成していくため、能力や経験に応じた適切な待遇が確保されるよう雇用管理の改善を行うとともに、職場で求められる能力・資質、キャリア形成等に係る情報の提供や社員研修等を通じた労働法制に関する基礎知識の周知に努めていただくようお願いします。

# 8 青少年の雇用の促進等に関する法律等の施行

青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年に対して、適切な職業選択の支援に関する措置や、職業能力の開発・向上に関する措置等が総合的に行えるよう、青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)、職業安定法、職業能力開発促進法などが施行されています。

## ◆ 事業主など青少年の雇用に関係する者の責務の明確化と相互連携

青少年の募集・雇用等にあたって事業主が講じなければならない措置をまとめた

「**事業主等の関係者が適切に対処するための指針**」が示されています。

〈指針に定められた事業主が講ずるべき措置の一例〉

- 適切な職業選択のために、労働条件の明示などに係る事項を遵守すること
- 客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定取消しは無効とされることに十分に留意し、採用内定取消しを防止するため、最大限の経営努力を行うこと。
- 卒業後少なくとも3年間は応募できるような募集条件を設定すること

指針の全文については下記の厚生労働省ホームページにてご確認ください。

## ◆ 事業主に対する新卒者への職場情報の提供制度

⇒ 9「青少年雇用情報の提供」をご参照ください。

## ◆ 若者の雇用管理の状況が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度

⇒ 10「ユースエール認定企業制度」をご参照ください。

「青少年の雇用の促進等に関する法律」等の詳細は厚生労働省ホームページ(右記二次元コード)でご確認いただけます。

